110　法別表第一の七十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
［削る］

111　法別表第一の七十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
［削る］

112　［略］

113　法別表第一の七十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十四　略］
［削る］

［114～136　略］

137　法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定又は支給の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四　［略］
五　［略］
六　独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
七　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（以下この項において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定又は支給の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
八　平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
九　［略］
十　平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［138～166　略］

110　［同上］
［一～八　同上］
九　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第六号の規定により確認した情報の提供

111　［同上］
［一～五　同上］
六　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第四号の規定により確認した情報の提供

112　同上

113　［同上］
［一～十四　同上］
十五　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第十一号の規定により確認した情報の提供

［114～136　同上］

137　［同上］
［一・二　同上］
［新設］
三　［同上］
四　［同上］
［新設］

［新設］
五　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（次号において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
六　［同上］
［新設］

［138～166　同上］